

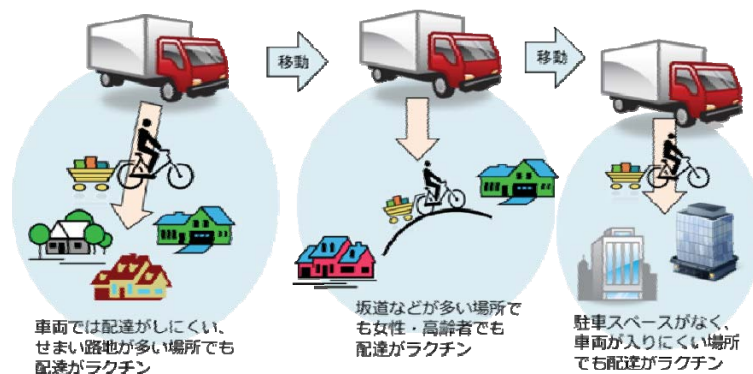
事業名	アシスト力の大きいリヤカー付電動アシスト自転車を活用した配送事業				
申請事業者	・ヤマト運輸株式会社(東京都中央区)		【2事業者の共同申請】		
	・ヤマハ発動機株式会社(静岡県磐田市)				
事業所管	経済産業省 国土交通省	規制所管	国家公安委員会	法令	道路交通法(道路交通法施行規則)
活用する特例措置	国家公安委員会関係産業競争力強化法第12条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令				
特例措置の意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性や高齢者の軽減負担を通じ、それらの者の雇用機会の拡大に資するとともに、物流の現場におけるCO<sub>2</sub>排出量の削減を通じて、低炭素社会の実現に資する。</li> <li>・ 物流用途の電動アシスト自転車に対する需要が拡大し、自転車産業の活性化が期待される。</li> </ul>				

### 【新事業活動計画の背景】

- 現在の配送事業では、地形的に起伏の多い配送エリアでは、配送用自転車の活用について急坂での発進ができない場合や配送員の疲労が蓄積される場合など、配送上の制限がよく発生するため、効率的な事業活動が阻害されている状況にある。また、女性や高齢者などで、体力が相対的に弱い者や自動車運転免許を保持しない者の雇用が促進されないなどの課題がある。
- 電動アシスト自転車について、現行の法令(道路交通法施行規則)では、アシスト力(人がペダルを踏む力に対して駆動補助機が補助する力の比率)の上限を2倍と定めているところ、安全性を担保するための要件を満たすことを前提に、その上限を3倍とするリヤカー付電動アシスト自転車を物流用途に限定して活用できるようにする新たな規制の特例措置が、産業競争力強化法に基づく民間企業の求めを受けて本年4月24日に整備された。

### 【新事業活動計画の概要】

- アシスト力の上限を3倍とするリヤカー付電動アシスト自転車を活用した新たな配送事業の有効性と安全性を検証する。



### 【新事業活動計画の認定について】

- 今回、申請された新事業活動計画では、主に以下の内容が認められたため、認定を行った。
  - ①新事業活動として、新たな物流手法(車両と電動アシスト自転車を組み合わせた宅配方法等)の開発により、都市部等の密集地での宅配事業の領域が拡大が可能となることが期待されるとともに、自転車産業の活性化、女性・高齢者の雇用促進など、産業競争力の強化に資するものと見込まれること。
  - ②事業者が規制の特例措置を活用して、新事業活動を円滑かつ確実に実施することが見込まれること。
  - ③安全性を担保するための要件として、安全性が確認された自転車であること、当該自転車を活用する運転者への交通安全教育が行われること、安全に業務を行うための管理体制が整備されていることなどが満たされていること。

### 【新事業活動の実施期間】

平成26年9月(認定の日)から平成27年8月末まで。

【お問い合わせ先】 国土交通省自動車局貨物課【Tel:03-5253-8111(内線41333)】